

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

3 長地環第 5-6 号

令和 4 年（2022 年）3 月 3 日

長野県長野地域振興局長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	合同会社資源リサイクル田中 代表社員 田中 春夫 長野県飯山市南町 22 番地 22	
申請の区分（Ⅰ）	一般廃棄物処理施設の設置許可	
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯山市大字常盤大倉崎 4101
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設（圧縮梱包）
	③処理を行う廃棄物の種類	一般廃棄物 段ボール、古紙
	④廃棄物の処理施設の処理能力	25 t / 日（5 t / h : 5 時間稼働）
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新
申請の区分（Ⅱ）	産業廃棄物処分量の新規許可	
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県飯山市大字常盤大倉崎 4101
	②廃棄物の処理施設の種類	圧縮梱包施設
	③処理を行う廃棄物の種類	産業廃棄物 紙くず
	④廃棄物の処理施設の処理能力	40 t / 日（5 t / h : 8 時間稼働）
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新
条 例 第 37 条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 長野県飯山市大字常盤区 (根拠) 廃棄物の処理施設設置に係る指針第 2 の (5)
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 飯山市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務

		<p>所若しくは事業場を有する者          周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者          (根拠) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例          第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条          第 1 号</p>
	<p>⑧関係住民に対する事業計画概要説明会          の開催日時及び場所</p>	<p>(日時) 第 1 回 令和 4 年 2 月 10 日 (木) 19 : 00          から          第 2 回 令和 4 年 2 月 13 日 (日) 19 : 00          から          (場所) 常盤地区活性化センター          飯山市大字常盤 1498</p>
	<p>⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終          了報告書)の縦覧場所、期間及び時間</p>	<p>(場所) 長野県長野地域振興局環境・廃棄物対策課          (期間) 令和 4 年 3 月 4 日 (金) ~ 令和 4 年 3 月 17          日 (木) (土日・祝日その他の県の休日を          除く。)          (時間) 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時</p>

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 37 条	<p>○第 36 条第 1 項の対象関係          市町村長          ○第 36 条第 1 項の対象関係          住民</p>	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	15 号	<p>提出期限          令和 4 年 3 月 17 日 (木)          提出先          〒381-0836          長野市大字南長野南          県町 686-1          長野県長野地域振興          局環境・廃棄物対策課</p>

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格 A 列 4 番 (折込可) とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。